

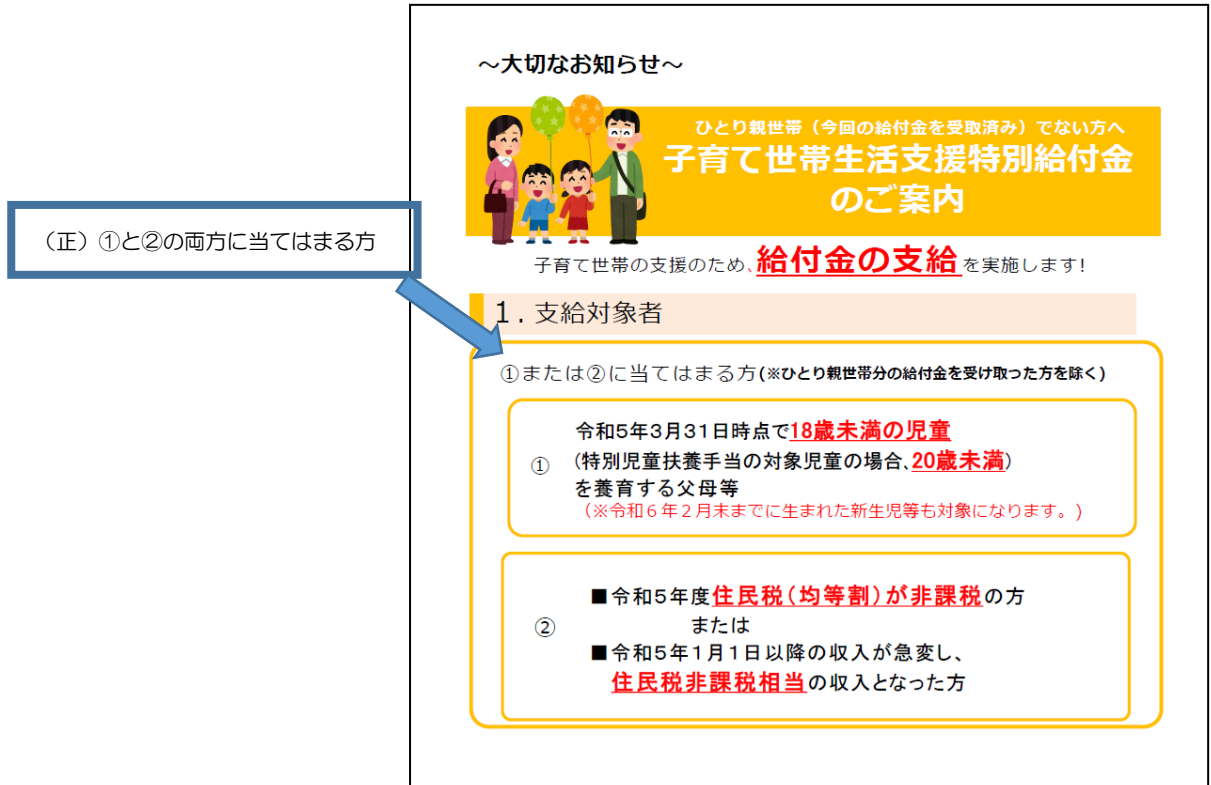
## 送付内容の一部誤りについて

令和5年9月1日（金）に送付した「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ」の内容に一部誤りがありました。

### 【経緯及び内容】

9月4日（月）に通知を受けた市民から問い合わせがあり、下記のとおり誤りが発覚しました。

（正）①と②の両方 （誤）①または②



～大切なお知らせ～

ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ  
**子育て世帯生活支援特別給付金  
のご案内**

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

①または②に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

令和5年3月31日時点で**18歳未満の児童**  
①（特別児童扶養手当の対象児童の場合、**20歳未満**）  
を養育する父母等  
（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

②

- 令和5年度**住民税（均等割）が非課税**の方  
または
- 令和5年1月1日以降の収入が急変し、  
**住民税非課税相当**の収入となった方

### 【送付対象者】

すでに給付金を受け取った方を除く18歳未満の児童（特別児童扶養手当の対象児童の場合は、20歳未満）を養育する父母のうち、令和5年度住民税（均等割）が課税の方など。

送付対象者：5,829件（前年度は送付対象者6,373件のうち、申請者は125件）

### 【対応】

9月5日（火）に市ホームページに一部誤りがあったことを掲載し、SNSでも配信しています。

また、送付した方に内容の一部誤りがあったことのお詫びと訂正の通知を行いました。

### 【再発防止策】

今後につきましては、送付の際に再度内容の確認を徹底する等の対策を講じてまいります。

### 【お問い合わせ先】

こども部 こども政策課 課長 美馬 忠法

電話：06-6902-5957 E-mail:chi01@city.kadoma.osaka.jp